

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

北海道厚生年金 事案 4299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 27 日から 49 年 2 月 1 日まで
② 昭和 56 年 1 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、実際に勤務していた期間と異なっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成 19 年 9 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 13 人（申立人が姓のみを記憶する同僚を含む。）に照会したところ、8 人から回答を得られたものの、そのうち二人は、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間は分からない。」と述べており、他の者からも、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、離職日が昭和 48 年 4 月 26 日と記録されており、これは被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）と符合している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社が保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、事業主は、申立人が昭和55年12月31日に退職した旨の届出を56年1月6日にC公共職業安定所に行ったことが確認できる上、当該退職日は、被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）と符合している。

また、当該事業所は、「雇用保険以外の関係書類については廃棄しているが、雇用保険の離職証明書の控えによれば、この記録と申立人の年金記録は一致していると思う。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者12人（申立人が姓のみを記憶する同僚を含む。）に照会したところ、4人から回答が得られたものの、このうち3人は申立人を記憶していない上、別の一人は、「申立人を知っているが、申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と述べていることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間②のうち昭和57年4月から同年12月までの期間について、国民年金に加入し、同保険料については申請免除されていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。